

いじめ重大事態に係る調査の結果について（公表版）

■ はじめに

1 いじめの重大事態について

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、次に掲げる場合にはその事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされています。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 いじめの重大事態調査を実施する目的について

文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月策定、令和6年8月改訂。以下、「文科省ガイドライン」という。）において、重大事態調査の目的については以下のように示されています。

「対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とした調査である。」としています。

また、「この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。」ことや、「重大事態調査を実施する目的については、当該重大事態に関わる学校関係者、教育委員会等の学校の設置者、調査に携わる専門家や第三者及び関係する児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組むことが何よりも重要であり、学校の設置者及び学校には、調査の開始前からこれら調査に関わる者の理解を得る取組が求められる。」とも示されています。

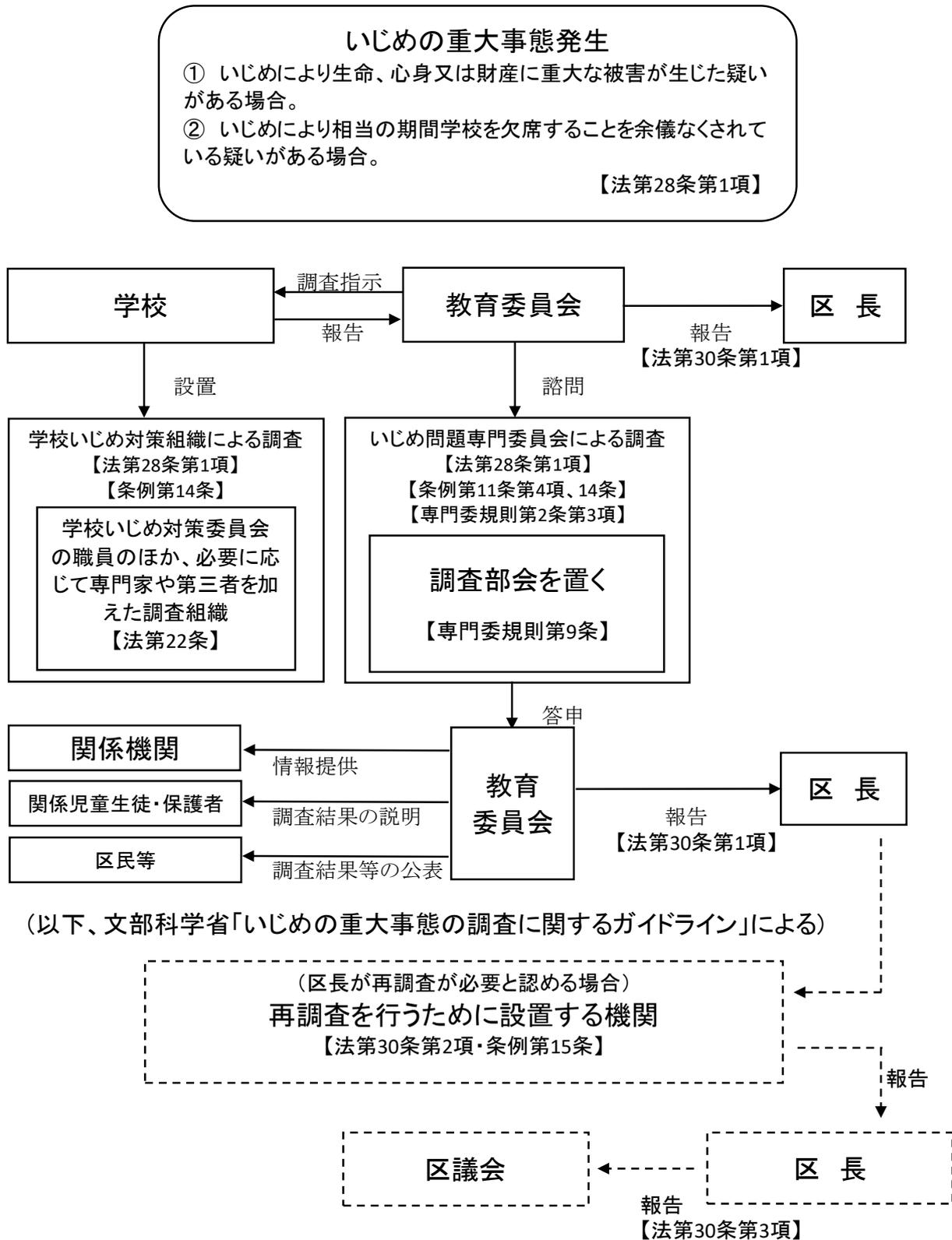
板橋区教育委員会では、文科省ガイドラインに則り、こうした調査目的を踏まえ、板橋区いじめ重大事態調査に関する調査結果の公表基準を定めており、今般、調査結果がまとまりましたので公表いたします。

（参考：いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 令和6年8月改訂版）

【参考】いじめの重大事態発生時の流れ

板橋区では、いじめの重大事態が発生した際には以下のフローに基づき対応しています。

いじめの重大事態 発生時の対応



法＝いじめ防止対策推進法

条例＝東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例

協議会規則＝板橋区いじめ問題対策連絡協議会規則

専門委規則＝板橋区いじめ問題専門委員会規則

■ 調査の結果について

1 事案の概要

- (1) 本事案は、板橋区立小学校（以下「本件学校」という。）第5学年に在籍していた児童（以下「児童A」という。）が、小学校1年時（平成28年）から同5年時（令和2年）までに複数回のいじめ行為を複数の児童から受けたと申告する事案である。
- (2) 児童Aは、令和3年1月5日をもって、板橋区内の小学校に転校した。

2 調査経過

- (1) 調査部会の開催
 - ① 令和5年2月2日より、5名の調査部会員（弁護士3名、医師1名、大学教授1名）による調査開始。
 - ② 令和5年2月2日から令和6年12月11日までの間、調査会議（関係者からの聴取も含む）35回開催。
- (2) 調査内容
 - ① 児童A及びその保護者からの聴取を行った。
 - ② 児童Aが申告するいじめ行為の行為者とされる児童（一部の児童を除く）に対し、アンケート調査を行った。
 - ③ いじめ行為の行為者とされる児童の一部の保護者から聴取を行った。なお、いじめ行為の行為者とされる児童からの聴取はできなかった。
 - ④ その他のいじめ行為の行為者とされる児童の保護者のうち、希望する者と面談を行った。
 - ⑤ 第1学年時から第5学年時の担任教諭、第5学年時の副校長、校長、第5学年時の教育委員会担当者から聴取を行った。

3 いじめの該当性

- (1) 事実関係の有無

いじめ行為と申告されている28件のうち、24件について、「事実は、認定できる」もしくは、申告された内容の一部について「～の限度で認定できる」として認定した。
- (2) いじめの該当性

認定された事実関係について、当該行為により児童Aが心身の苦痛を被ったものであるからいじめに該当する。

4 学校及び教育委員会の対応に関する問題点

- (1) 第5学年時の「いじめ」の認知までの対応について
 - ① 申告された行為を「いじめ」と受け止めず、結果的に認知が遅れたこと。
 - ② 学年間の情報の引継ぎが行われていなかったことから、場当たりの対応となったこと。
 - ③ いじめ対策委員会の議事録が未作成、対応記録等を不用意に破棄していること。
- (2) 第5学年時の「いじめ」の認知後の対応について
 - ① 被害を訴える児童に寄り添わず、対応が不十分であったこと。

- ② 事実が不明なことに対しても、いじめの行為者とされる児童に「とりあえず謝罪させる」対応をしたこと。
- ③ いじめの行為者とされる児童4名と児童A保護者を面談させたこと。

(3) 記録の残し方について

- ① メモや備忘録のような不十分な学校の記録だったこと。
- ② いじめ対策委員会の議事録・各児童の供述調書が不存在であること。
- ③ “結論”以外は、ほぼ参照することができない不十分な記録であること。
- ④ 聴き取りにおける関係する児童の心理的負担への配慮がされていないこと。
- ⑤ 地方公共団体の長への報告を書面等で残していないこと。

(4) 情報共有のありかたについて

- ① 教員間の情報共有が不十分であったこと。
- ② 児童Aの保護者に対し、場当たりの発言や適切な情報とは言えない情報共有があったこと。
- ③ 要望に沿えない場合の丁寧な説明がないため、真摯に向き合っていない印象を抱かせてしまったこと。
- ④ 加害者とされる児童及びその保護者への情報共有が不足していたこと。
- ⑤ 児童Aの保護者との共有が不足していたこと。

(5) 重大事態認定等の遅れについて

いじめの重大事態としての認定及び調査部会の立ち上げが遅れたこと。

5 学校及び教育委員会への提言

(1) いじめの認知

- ① いじめの定義及びいじめ対応に係る教員の理解の促進
- ② 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」及びチェックリストの活用

(2) 記録の適切な作成、共有、保管

- ① 主観を排した記録（聴き取りの日時、出席者、発言内容（日時、場所、経緯、態様、理由、関係者名等））及び保管
- ② 記録用の統一的なフォーマットの作成
- ③ いじめ対策委員会で確認・議論された内容の議事録作成及び保管

(3) 児童生徒からの聴取方法等

① 被害児童生徒からの聴取方法

ア 面接技法（司法面接の技法等）の習得

イ 聴取した内容の適切な記録化（日時、場所、経緯、態様、理由、関係者名等）

ウ 「双方にとりあえず謝罪をさせる」ような場当たりの対応の禁止

エ 児童生徒の心に寄り添うための技法や理論的知識を得るための研修の実施（メンタライゼーションなど自己理解や他者理解の能力を向上させるための研修や、児童期の発達心理学の理論や知識を習得するための研修など）

オ 学校現場における心理職の充実

カ 保護者対応への専門性と中立性をもったスクールソーシャルワーカーの積極的な活用

- ② 加害児童生徒からの聴取方法等
加害児童生徒への丁寧な説諭
- ③ 被害児童生徒側と加害児童生徒側との対面
原則、加害児童生徒と被害児童生徒の保護者とが対面する場の設定を避ける
- (4) 被害児童生徒側に対する情報共有
 - ① 保護者に対する情報共有（調査の開始や進捗、予定、結果等）の適切な実施
 - ② 保護者の要望や議論された内容の整理方法（黒板や紙などの視覚情報を用いて要点を記載していく方法等）及び、次回の面談等までに学校側または保護者側が行うべき行為等を明記した議事録の作成
 - ③ いじめ重大事態調査開始時における被害児童生徒の保護者に対する調査方法や内容等についての丁寧な説明の実施
- (5) 加害児童生徒側に対する情報共有
加害児童生徒側への適時の情報共有及び被害児童生徒側への回答に係る速やかな協議と実行
- (6) 法令やガイドラインの理解・周知徹底
法令や基本方針、ガイドライン等について理解する機会の設定及び、学校が行うべき取組の確認
- (7) 日常的な指導に関する記録の作成と情報共有
日常的に生じた問題のありさまや指導の状況等の記録作成及び、在学中における保管体制の整備
- (8) 円滑な対応のための体制づくり
 - ① いじめや不登校などに対応する専任教員の配置
 - ② いじめや不登校などに対応する研修の機会の充実
 - ③ 保護者対応の時間を区切って対応する等の措置
 - ④ 協議や電話対応の録音を文字起こしする機器の導入
 - ⑤ 補助職員や生成A I等を利用した要約を作成する等の教員の負担軽減